

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の 使用促進について



当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして

後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用
しております。

そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、状況によっては、患者さんへお渡しする薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。



2024年6月

沖縄県立北部病院 病院長

施設基準